

告示第 48 号

太子町産婦健康診査費助成事業実施要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町産婦健康診査費助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、産婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、産婦の健康増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成を受けることができる者は、産婦健康診査を受診する時点において、町内に住所を有する出産後 8 週未満の産婦とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、当該産婦を助成の対象者とすることができる。

(助成額及び助成回数)

第 3 条 助成は、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）が実施する産後 2 週間、産後 1 か月など産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査（以下「健康診査」という。）費用の合計額（消費税を含む。）とする。ただし、助成は 1 回の出産につき 2 回までとし、助成額は 1 回につき 5,000 円を限度とする。

(申請及び認定)

第 4 条 助成を受けようとする産婦は、健康診査の前に母子健康手帳を提示し、産婦健康診査費助成申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出して、その認定を受けなければならない。

2 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成の資格があると認められる者（以下「助成対象者」という。）に対し、当該申請を認定し、産婦健康診査助成券（以下「助成券」という。）を交付する。

(助成方法)

第 5 条 助成対象者は、助成券を健康診査を実施する医療機関等に提出して受診しなければならない。なお、要した費用が第 3 条に定める限度額を超える場合、その超えた額については助成対象者が医療機関等に支払わなければならない。

2 町長は、医療機関等が健康診査を実施した場合、当該医療機関が提出する産婦健康診査費請求書の金額を助成対象者に代わり当該医療機関等に支払うことによって健康診

査費の助成を行う。

(助成方法の例外)

第6条 町長は、助成対象者が受診を希望する医療機関等が県外にあるため健康診査を実施した後に助成対象者から医療機関等の領収書が提出された場合のほか、特別な理由があると認められたときは、健康診査の内容を審査し、助成対象者に対して助成することができる。ただし、助成額は領収書に記載された額とし、第3条に規定する額を限度とする。

(委託契約)

第7条 町長は、この事業を実施するため、一般社団法人兵庫県医師会等と委託契約を締結する。

(助成額の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為または過誤により支給を受けたことが明らかになった場合は、その者に対し支給された助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定める申請書等の様式その他必要な事項は、町長が別に定める。